

# マックス・ヴェーバーの「世襲財産」論

——「ドイツ資本主義と土地制度」の思想史的研究——

住 谷 一 彦

## 目 次

- 一 まえがき——問題の限定——
- 二 「世襲財産」分析
  - 一 「世襲財産法」草案の問題点
  - 二 「世襲財産」の二形態（以上本号）
- 一 まえがき——問題の限定——

一九〇四年にマックス・ヴェーバーは、「プロイセンにおける世襲財産問題に対する農業統計・社会政策的考察」*Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen, 1904*、という論文を発表した。<sup>(1)</sup>この論文はヴェーバーの思想体系を研究する上にもきわめて興味深いものがあるが、それと同時にヴェーバーがドイツ資本主義をどのような視角から分析しようとしていたか、という問題を検討する場合に、

きわだつて重要な位置を占めるものである。<sup>(2)</sup> この点を明らかにすることが本稿の主眼とするところであるが、ここではさしあたってつぎのような一連の歴史的事態に言及しておきたい。というのは、ケーアが「ドイツ・カイザー帝国の悲劇性は、その一九一四年の内政的・外交的状态を規定した諸決断が一九〇二年に至る数年のあいだに圧縮されており、同時代人がこの恐ろしい危機の究極の意義を意識していなかったことにある」<sup>(3)</sup>と述べているように、一九世紀末葉から二〇世紀初頭にかけて、ドイツはまさしく危機とよばれるべき状況に遭遇していたからである。<sup>(4)</sup> ケーアも強調しているように、<sup>(5)</sup> 「農工同盟」の再編を要請する九七年七月一五日のミケル発言を起点とし、懲役法案・艦隊政策・保護関税政策を三位一体とする「結集政策」Sammlungspolitikの体系は、大戦前のドイツにおける内政的・外交的状态を規定するものとして重要であつたが、<sup>(6)</sup> その意味はまさしく軍事的・ユンカー的資本主義の構造的矛盾、とその危機とを集中的に表現していたことにある。<sup>(7)</sup> しかも、ドイツ帝国内部の複雑な利害対立をはらむ諸要因の戦術的結果ともいふべきこの「結集政策」は、ユンカーと独占資本との利害対立に加えて、それが中央党のポナパルト的な「副牧師支配制」Kapranokratieの媒介によつてはじめて成立したという事情から、連邦分立主義的・反プロイセン的要素によつて制約される中央党の動向そのものにより絶えず解体の危険にさらされることになり、かくて東部辺境地帯のポーランド民族抑圧政策や南西アフリカの植民地民族抑圧政策を直接の契機として中央党と政府のあいだに対立が醸成されるや、この中央党の離反を支持し、「對抗結集」Gegensammlungを主唱するドイツ社会民主党の動きとともに、「結集政策」はここに解体が不可避となり、新たにビュローの「ブロック政策」が繰りひろげられていくことになる。<sup>(8)</sup> ヴェーバーは、祖国のこうした変転きわまりない政治的動向に不安を感じつつ、これらの支配者層によつて動かされるドイツ帝国を「奈落の底に落ちこまんとしている、しかもつぎのスイッチが正

しく切られるかどうかもさだかならぬ急行列車」にたとえたのであった。<sup>(9)</sup> だが、彼はこうしたドイツ帝国の経済政策が労働者階級の急速な成長に対する「農工同盟」結成による防波堤の築造ならびに列強による世界市場再分割戦への参加の狙いを反映するものであった半面、また経済的に没落しつつあるユンカー・半封建的農業の中産者層の政治的地位維持への意図でもって貫徹されていることをも鋭く見抜いていた。<sup>(10)</sup> ヴェーバーの「世襲財産」論は、まさしくこのようなドイツの諸情勢を視界の裡にいれつつ書きあげられたものであり、いつてみれば、こうした一連の複雑に屈折して生起する諸現象型態の背後に横たわっているドイツに特有な資本主義と土地制度の内的関連の問題に対する彼みずからの問題視角を明らかにしたものであった。<sup>(11)</sup>

(1) この論文は、最初 Band 119 des Archiv für Sozialwissenschaften. に掲載され、のちに彼の論文集 Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924. SS. 323-393. に収録された。本稿に引用の該論文は、この論文集収録のものである(以下この論文集を「G. A. S. S. と略する」。ちなみに、この論文集収録の諸論稿は、従来一、二のものぞいては、あまりたち入って研究されていないが、筆者のみるところでは、ヴェーバーの思想体系の全貌を明らかにする上に決定的に重要である。すでに出口氏は、これのある、点についてその重要性を指摘している。出口勇蔵編「歴史学派の批判的展開」(「経済学説全集」第六卷、河出書房、一九五五)の「あとがき」を参照。なお、大塚久雄「生産力と人間類型」(「近代化の人間の基礎」所収、白鳥書院、一九四八)一一九頁註(2)は、その点で示唆に富んでいる。

(2) 本稿においては、やがて明らかにするように、もっぱらヴェーバーの眼をとおして見たドイツ資本主義の歴史像はどのようなものであったか、の検討に一つの力点がおかれており、それと彼の思想体系との関連は行論の上で必要なかぎりにとどめられている。したがって、その意味では本稿もまた、拙稿「初期ヴェーバーの資本主義成立史論」(「立教経済学研究」第十一卷一号所収)とともに、全体として筆者のヴェーバー思想体系研究に関する序論的性格をもつものである。なお、ここに画かれたドイツ資本主義の構造と段階が現実において、事実そのとおりであったか否かということは、いうまでもなくおのずから別個の問題である。しかし、本稿が明らかにするように、ヴェーバーのこの論文が一九〇四年の時点におけるドイツ資本

主義の現状分析をめぐすものであったかぎりにおいて、この論文自体が一個の資料としての意義を有していることは、いうまでもない、否、それはかりではない。マルクスやヴェーバーのようなすくれた思想家の時論は、その当時の生の資料や歴史家の文献よりも、時代の問題をより深い次元で把握することによって、遙かに鋭く当時における問題の所在を明示してくれることがあるのである。いわゆる経済史と経済学史・思想史との往反的交渉過程のもつ積極的意義は、ひとつにはこの点におかれるであろう。

- (e) Eckert Kehr, *Schlachtfloottenbau und Partecipolitik 1894-1901, Versuch eines Querschnitts durch die innen politischen, sozialen und ideologischen Voraussetzungen des deutschen Imperialismus, Historische Studien, Heft, 197, 1930, S. 207.* など、大野英一「ドイツ金融資本成立史論」(有斐閣、一九五六)一五九—二五六頁参照。
- (4) 「危機」Krise という場合、それは国家権力⇨階級構成の根幹にふれることを意味するが、ここでの「危機」が如何なる点でヴェーバーの「世襲財産」論の問題につながっているかについては、さしあたってはつぎの行論において、いっそうたぐ入っては後段でヴェーバーの「農業資本主義」論 *Agrarkapitalismus od. landwirtschaftlicher Kapitalismus* を分析する際に果されるであろう。なお、「危機」の諸現象型態については、大野英一「危機の社会的基盤」(講座「近代思想史Ⅵ」所収、弘文堂、一九五九)を参照。
- (5) E. Kehr, a. a. O., SS. 264—266.
- (6) ケーアは、すべての政策はこの「結集政策」に収斂し、たとえば関税法はその経済政策的側面、懲役法案はその社会政策的側面、第二次艦隊法はその権力政策的側面、反英政策と反露政策との結合はその外交政策的側面、をそれぞれあらわしていることを主張する。Vgl. E. Kehr, *Englandklass und Weltpolitik, Eine Studie über die innerpolitischen und sozialen Grundlagen des deutschen Aussenpolitik um die Jahrhundertwende, Zeitschrift für Politik, Bd. 17, 1928, S. 526.* ただし、「結集政策」の歴史的意義をケーアのような意味で過度に重視することは、正しくなく、それについては、大野氏の適切な批判を参照せよ。同氏「ドイツ金融資本成立史論」二五五頁以下。
- (7) 大野英一「ドイツ金融資本成立史論」一八九頁以降のきわめて生彩に富んだ敘述を参照。本書は「帝国主義の古典的時期」におけるドイツ資本主義の構造的変化(⇨下部構造)と経済政策(⇨上部構造)との関連を究明すべく、そうした関連を

おさえる鍵となる階級構成の把握に主要な力点がおかれており、この視点の明確さが本書をきわめてユニークにしている。ただ、本書は研究上の制約もあつたと思われるが、ドイツ資本主義と土地制度の問題に対するたち入つた検討が加えられていないために、ドイツ資本主義の構造理解の上に若干の問題を残している。それについては、拙稿「マックス・ヴェーバー」(講座「近代思想史Ⅳ危機の時代」弘文堂、一九五九)二九四―三〇四頁を参照されたい。ただし、その後氏の發表された一連の論稿には、ドイツ資本主義の独自の再生産構造を、ヘルム以东の土地制度との関連において把える視角が、とくに「賃労働」範疇の検出というかたちで提起されており、今後の研究が期待される。「ルール炭鉱労働力の存在形態」(『経済論叢』第八十二卷三号、一九五八・七月)、「ルール石炭鉱業と労働問題」(京都大学経済学部四十周年記念「経済学論集」、有斐閣、一九五九)、「オーベル・シュレーシェン製鉄業の創出過程」(『経済論叢』第八十五卷五号、一九六〇・三月)。

(8) 村瀬興雄「ドイツ現代史」(東大出版会、一九五四)一五〇頁以降の行論参照。ポーランド人に関する東部辺境地帯の問題は、実は後段において改めてふれるように、きわめて奥深いところで東部における「農業資本主義」の発展に関連するものであつた。ヴェーバーは、すでに早くヘルム以东の農業労働者に関する実態調査を手がけたときから、この問題の重要性をくりかえして主張してゐた。Vgl., *Entwicklungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter*, 1894, in: *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1924. S. S. 470-507 (『ト』の論文集) G. A. S. W. Ⅳ(註本)°。Ders., *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, 1895, in: *Gesammelte politische Schriften*, 1920. S. S. 7-30 (『ト』これを G. P. S. と略す)°。なお、後者の論文は邦訳がある(田中真晴訳「国民国家と経済政策」未来社、社会科学セミナー)。

(9) From Max Weber: *Essays in Sociology*, Translated, Edited and with Introduction by H. H. Gerth and C. Wright Mills, 1947, P. 36. 本書のゲルトによる序論は、短文ではあるが、ヴェーバー研究として、出色のものといふべきである。

(10) この点のたち入つた説明は、本稿の論点ではないが、それについては彼が政治的には「自由思想連合」にきわめて近くあつたことが、一つの手がかりを与える。「自由思想連合」の政治的立場については、さしあたって前掲大野氏の著書一七四頁以下の行論を参看。ユンカーロイイストロイテ社会層を「農業的中産者層」として「産業的中産者層」範疇に対抗的な歴史的な性格を有する概念に構成したのは、ヴェーバーである。Vgl., M. Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1924. S. 108 (黒正・青

山沢「一般社会経済史要論」(上)、岩波書店、一三三九頁)。彼のこうした概念構成は従来あまり注意されなかったが、筆者のみる  
ところでは、この点の理解は決定的に重要である。なお、松田智雄「ユンカー経営の成立と『中間層』農民」(『歴史評論』  
三ノ一、一九四八)五三頁の行論を参照。

(11) Marianne Weber, Max Weber, Ein Lebensbild, 1950, SS. 372-373.

(12) この場合彼の分析視角が、西部における工業資本主義 Industrieller Kapitalismus と東部における農業資本主義 Ag-  
rar Kapitalismus との対抗という観点でもって貫ぬかれてゐることは「行論上とくに注目されてよい。たとえば、一九〇四年  
にアメリカのセント・ルイスでおこなつた彼の講演を参照。From Max Weber, Essays in Sociology, Pp. 380-382 (山  
岡亮一訳)「農業制度と資本主義」河出書房「ヴェーバー」所収、二二頁以下)。こうした意味合いにおける「農業資本主義」と  
いう概念構成は、いわゆる初期のヴェーバーには見いだされないのであり、あの「近代に独自の資本主義」Der spezifisch  
moderne Kapitalismus という歴史認識に到達してのちに始めて可能であつたとみなければならぬ。したがつて、この「世  
襲財産」論は初期の「農政論」の単なる系論では、決してないのである。この点は、のちに改めてふれるであらう。田中真晴  
「マックス・ウェーバーにおける農政論の構造」(京都大学経済学部創立四十周年記念「経済学論集」所収)三三三—三三五  
頁。田中氏のこの論文は、ヴェーバーの「農政論」をあつかつた最近の研究のうちでは、適切な論点の指摘と鋭い分析とによ  
つて、きわめて示唆に富むものであるが、つぎの一点に関するかぎり、筆者はその解釈に賛同することはできない。すなわ  
ち、田中氏は、ここでヴェーバーの政策的主張は一八九〇年代と一九〇〇年以後とは基本的には変つていないとし、一九〇  
〇年以降でも現状分析の底にある理論は、資本主義成立史論の視点からみるときにすら、やはり初期ヴェーバー的であるとみ  
ている。だが、近代資本主義の形成過程の把握についてはつきり歴史学派の見解から抜けだし、小生産者層の両極分解(＝  
市場構造論)の視角に立脚することのできた一九〇〇年代のヴェーバーが、現状分析において、その根底にある理論をも含め  
て、依然として初期の段階にとどまつたとは、とうてい考えられないことである。田中氏が資本主義形成論において、いわゆ  
るマリアンネの「研究上の新段階」のもつ意義を認めながら、他方で農政論においては初期と後期とのあいだに彼の政策的主  
張を支える現状分析とその理論に差異を認めないことは、いかにも無理であるといわなければならぬ。本稿は、この点の解  
明にもなほどか役立つことを目指すものである。ここでは、この一九〇四年の「世襲財産」論が、本来「農業資本主義」に、関

するさらに広汎な農業統計的研究の目的のために集め、もしくはもっぱら私自身集計した若干の統計資料」(傍点引用者)を利用したものであるとのヴェーバー自らの指摘をあげるにとどめる。Vgl. G. A. S. S., S. 323. Anm. 1. すなわち、ヴェーバーの研究計画には、産業的中産者層の両極分解の帰結として成立する「近代に独自の資本主義」とはいちじるしく異なった歴史的性格を示した農業資本主義の解明という問題が含まれていたのであり、「世襲財産」論はそのうちに定位するものとみるべきであろう。

しかし、問題の局面はきわめて屈折した複雑な様相を示していた。というのは、ヴェーバーが当面の問題とした「世襲財産」にしても、「すぐれて市場からかけ離れた純粹に農業的な地域に在る大レーエン農場に由来する古い構成をもつ世襲財産と、最近の経過の裡にあらわれるに至った新しい世襲財産の形成とは、ここでは当然のことではあるが、区別しなければならぬ」(傍点原文)からである。しかも、この後者こそはヴェーバーがもってみずからの分析の課題とみなした当のものであったが、それはまた、一般的には「地代形成の近代に独自の形態」(傍点原文)にはかならなかつたのである。すなわち、世襲財産には地代、それもできるだけ高額で、余り危険なく地代の取得できる土地が狙われたが、こうした現象は実は近代資本主義的農業経営の古典的な国土、イギリスにおいて土地所有と経営の分離、地代収入と企業家の危険負担との分離というかたちで最も徹底して生起したのであった。それはまた、資本家層の資本運営上の利害関心と支配階級としてのそれとの共鳴盤の上で、彼らが土地を相対的に安定した身分相応な収入源にする意図に発するものでもあった。だから、その意味では世襲財産は裕福な資本家が経済上のいわば生存競争の嵐から逃れて《身分つきの平和 *Orium cum dignitate*》の港に名目貴族 *Briefsadel* として、地代取得者として入港するための形態であるといえよう。ドイツでも現象的には、事態はきわめて相似たものであって、この形態はシュレージエンのように、資本がもっぱら土地と密着するところの施設に投資された鉱山業やその他の工業の発

達が良地および大土地所有の存在と符合している地域で最もよくみられ、また同時に、プロレタリア化しつつも分有地によって土地に緊縛されている農業労働者層（したがって土地所有者≠農民でもある）の低賃銀が、たとえばシュレージエンの場合のように、高額の地代の永続的な取得を保証している地域に多くみられたのである。<sup>(6)</sup>それは劣悪な土地を避ける傾向を示したが、それというのも地代が取得できないためであった。<sup>(7)</sup>たとえば、その点で劣悪な土地の多いエルベ以東の諸郡 Kreis では、一八九七年当時で世襲財産はまったく存在していなかった。こうした事情は、世襲財産の問題が単純にきわめて古い封建制の直接的な所産といったものではなく、すぐれてドイツ資本主義の発展がもたらした産物であることを察知させる。事実こうした「資本の貴族化」傾向はヴェーバーによれば一九世紀末葉から二〇世紀にかけてのアメリカにおいてもみられたのであって、したがってそれ自体としては、純粹に資本主義的発展の産物であることは、たしかである。この点に照してみれば、世襲財産化の促進を「反資本主義改革」とよぶことは、ヴェーバーの指摘するごとく、政治的ジエスチュアとしてはともかく、学問的な立場からはまったく無意味なにとがらであった。<sup>(9)</sup>とするならば、いつたい世襲財産の問題が、こうも強くヴェーバーの関心を惹いたのは、何故であるるか。われわれはこういった点をつぎに順次に説明していきたく思うものであるが、さしあたってここでは、それが、「市民的、<sup>(10)</sup>名目貴族的な世襲財産設定の可能性は、一般に市民的なドイツ資本を、広大な世界の経済的征覇の道程から、ひたすらにわれわれの保護主義的政策の路程に存する利子生活者を創出する軌道にのせるべく、その方向を切り替える」<sup>(10)</sup>（傍点原文）意図に発するプロイセン国家の経済政策に深くつながる問題であったことを述べておくにとどめよう。実際この世襲財産設定に関する法案は、ヴェーバーのみるところでは、「まったく一義的にプロイセン議会で決定的な役割を演ずる、農業資本主義 Agrarkapitalismus の利害関心への考慮」<sup>(11)</sup>（傍点引用者）にもとづい



て提出されたものであり、したがって世襲財産の問題は、たしかにドイツにおける資本主義的發展の渦のなかから姿をあらわしたものであるに相違ないが、同時にまた単純に資本主義的性格のものとして割り切ることを許さない、すなわち特殊ドイツ的な国内事情によって深く規定されていたのである。以上の指摘は、われわれにヴェーバーがいみじくも道破したごとく、プロイセンにおける「農業資本主義」の形成・発展という特殊ドイツ的な事態の解明を必要とすること、それはまたドイツに独自の資本主義と土地制度の内的連関の問題に検討を加えることの避け得ざる所以を示すものである。<sup>(12)</sup>したがって、本稿ではヴェーバーの該論文の紹介をも兼ねて、とくにその問題の意味（＝社会的視角）をばでできるだけ浮彫りしてみることに主要な力点をおきたい。<sup>(13)</sup>

(1) M. Weber, G. A. S. S., S. 330.

(2) Ders., a. a. O., SS. 328-332. なお、何故前者でなく、後者の新世襲財産に分析の力点がおかれるかについては、後段においてたち入った説明がなされるはずである。

(3) Ders., a. a. O. S. 331.

(4) イギリスにおける世襲財産の問題は、比較史的にみるとき興味深いものがあるが、本稿ではたち入ることができない。ただし、H・ゲルトは前掲英訳でヴェーバーの *Fideikomiss* を *Entail* と訳しているが (From Max Weber, p. 310) もしそうだとするれば、*Adams・Smith* が「国富論」のなかで論じている大土地所有者の *Entail* (限嗣相続制とも訳されている) の箇所が問題となろう。*Smith* によれば、それはきわめて古い由来のもののように論じられているが、一八世紀のイギリスにおいて事態は果してどうであったかは、改めて史実にもとづいて検討されなければならないところであろう。ヴェーバーはドイツのそれとの対比において、イギリスではそれが *Landlord* と *Pächter* との *Joint Business* の形態をとっていたことを指摘している。M. Weber, a. a. O., S. 374. しかし、成稿までのこの *Joint Business* という用語の典拠を、筆者は明らかにすることができなかった。イギリスでこれがどのような経営を意味していたのか不明である。もっとも、ヴェーバーが一八世紀のイギリスにもユンカー経営のみられたことに言及している箇所は、こことの関連で理解すべきなのかも

知れなう。Vgl., *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. 1 1920, S. 194. (以下、この論文集を G. A. R. と略す)。

(5) Ders., G. A. R. Bd. 1, S. 55. (大塚・梶山訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(上)、岩波文庫、八〇頁)。

(6) Ders., G. A. S. S., SS. 328—329, 331. u. s. f. 二万ヘクタール以上の面積が世襲財産化されている二六郡のうち、シユレージエン州が一七、ザクセン州が三を占めていた。しかも、ヴェーバーによれば、それらの地域は州のなかでも「農業経済的大経営が最も徹底して純粹に資本主義的な性格を示しつつ発展している地方であり、またとくにその労働制度のうちにも最も判然とした姿であらわれている地方」なのである。ただし、ここで念のため一言つけ加えるならば、ヴェーバーが「資本主義」という場合、それはただちに近代資本主義と同じではない。それはいつそう広い規定を与えられているのであつて、この点資本主義の意味内容について初期と比べるものにならないほどに厳密な規定を与えるべく努力した後期のヴェーバーの場合、とくに留意されなければならないことである。Vgl., G. A. S. W., SS. 13—16 (渡辺・弓削訳「古代社会経済史」(東洋経済新報社、二四—二七頁))。

(7) この傾向は、とくにヴェーバーの関心をよびおこしたようである。というのは、それは良地における独立自営の農民経営(ヴェーバーのいわゆる国民国家を構成する一支柱)を駆逐することになつたからである。Vgl., Ders., a. a. O. S. 342.

(8) From Max webes, P. 383. (山岡訳「農業制度と資本主義」河出書房、一一四頁)。Vgl., M. Weber, G. A. R. Bd. I, S. 215 und Anm. 1. なお、ヴェーバーの「世襲財産」論は、とくに彼のアメリカにおけるこの講演(「農業制度と資本主義」)との照応にあらうて理解されるべき性格のものである。

(9) M. Weber, G. A. S. S., S. 331. Anm. 1. ヴェーバーは、ここでミケルを念頭において言っているのである。

(10) Ders., a. a. O., S. 391.

(11) Ders., a. a. O., S. 391. Anm. 2. この点に問題解明の鍵がある。

(12) 田中氏は「農民層分解の視角も、農政論に関するかぎりは、一九〇〇年以後の論文においても存在しない」(同氏「前掲論文」三四七頁(註)二二)と断定しているが、私見とは異なる。ヴェーバーの「世襲財産」論も、「内地植民」論も、実は

本稿で明らかにするように、彼の「農業資本主義」論の一環として解明されなければならないし、またそれは結局は彼の「資本主義」論（小生産者層の両極分解Ⅱ市場構造論。W':::W'の視角）に帰結するものとして理解され得るのである。ヴェーバーの反エンカーの立場は、もちろん初期から後期にかけて変ることなく維持されていくが、エンカー理解の仕方（Ⅱ範疇規定）においては、理論の深化に応じて一層の深まりをみせていることにも注目しておくべきであろう。ヴェーバーの「資本主義」論については、拙稿「マックス・ヴェーバー」（講座近代思想史Ⅳ）を参照されたい。

(13) ここでは山田盛太郎「日本資本主義分析」（岩波書店、一九三四）序文の、あの古典の規定を想起すべきであろう。なお、この規定は最近改めてとくに小林昇氏の重視するところとなった（小林昇「経済学史研究序説」、未来社、一九五八、三三七―三三八頁）。筆者は、ドイツ資本主義と零細土地所有農民という局面については、「フリードリヒ・リストの土地制度論」（立教経済学研究「第一巻二・三号」）において不十分ながら若干の検討を加えた。本稿は、したがって問題意識の面では、その続稿としての性格をもつものである。

(14) ヴェーバーの本論文は、これまで我国で十分に内容の紹介もおこなわれていないので、ここでその解説をするのも、なほどうか意味がなくはないと思われる。しかしいうまでもなく本稿はヴェーバーの論文の単なる紹介をめぐすものではなく、それを通じて当時におけるドイツ資本主義の孕んでいた問題（いわゆる基本矛盾）の解明に若干の照明を与えようとするものであり、その意味では該論文のすぐれて批判的な紹介たらんとところをさすものである。なお、ヴェーバーのこの論文の論旨は、山口和男「マックス・ヴェーバーのユンカー論」(2)（甲南論集「第七巻二号」）および田中真晴氏の前掲論文において紹介されている。就いて参照されたい。

## 二 「世襲財産」分析

### 一 「世襲財産法」草案の問題点

まずはじめに、論争の中心となった「家族世襲財産法草案」 Entwurf eines Gesetzes über Familienfidei-

Kommission, 1903. の問題を概括しておくことにする。<sup>(1)</sup>この草案の特色はつぎの諸点にあった。(一)現存世襲財産を拡充しようとする場合、それも年間一〇、〇〇〇マルク以上の収入を有する土地に関しては、これまで内閣所管大臣の認可でよかったのが、今度からは皇帝の批准が世襲財産とするための契約書作成にあたって必要とされたこと。<sup>(2)</sup>しかも、その際支払期限に関する重要な規定が、まだ空白のまま残されている。(二)世襲財産として固縛される対象は、主として農業および林業に利用されている土地であり、その他はその単なる附屬物として扱われていること。したがって、この場合資本は、農地の所有と結びついた投資、とくに土地改良のための資本として、もしくはその土地占有者の親族に対する賠償金あるいは生活資金ぐらいに理解されている。<sup>(3)</sup>(三)世襲財産農場は、その農地から引きつづき最少限一〇、〇〇〇マルクの収入を保証することができなければならず、<sup>(4)</sup>かつそれによって一つの経済的全体を形成する財産からは、五、〇〇〇マルクの収入が保証されねばならないとしていること。しかも、法律草案によれば、土地所有にもとづく収入の半ばは、地代や債務の償還、また租税や法的諸負担の支払いにあてられるのである。(四)世襲財産の相続は、つねに長子相続であること。<sup>(5)</sup>(五)草案では、世襲財産所有者の処分権は、かなり大幅に拡充されている。これまでのプロイセンの土地法によれば、世襲財産農場の実体を変更する一切の場合において、たとえば売買による土地の譲渡、質入その他負債による所有名義の変更などの場合、世襲財産管轄庁によって公認された家族決議 Familienrat が必要であった。そして、債務を負うことは、世襲財産の維持に緊要であると認められたときだけにかぎられたのであり、土地の譲渡は地代農場法の規定にもとづいて、収用もしくは土地の分割の場合にのみ許された。ところが、このたびの草案では、一定の手続きでもって世襲財産管轄庁によって当該家族成員中から任命される家族会議 Familienrat の同意が、従来の家族決議にかわって、世襲財産の構成に直接関係を有するごとくに想

定されている。しかも、それは(1)債務限界(収益の三分の一)および一定の前提諸条件(土地改良の継続および公的義務と結びついた諸負担)、(2)同様な条件と結びついている土地(≡財産)の小部分の譲渡、(3)森林・鉱山に関する管理計画の樹立、(4)資本設備などにも適用されるのである。すなわち、草案は土地の譲渡に際して理由のない拒否が生じた場合には、世襲財産管轄庁に提訴することによって、譲渡に同意させるようにする機会を、これらの世襲財産所有者たちに許しているのである。(内)世襲財産所有者は、短期間の小作契約(六年の)や労働契約を、あらためてその承継者と締結するにあたって、とくに彼の同意を必要としない。しかも、それは単に現行法を修正することで事足りるものであった。したがって、こうした契約の締結や更新は、さきの批准を必要としなかったのである。ただ、経済の本質的な変貌をもたらす牧畜への移行といったような場合にのみ、批准が必須とされた。(外)草案で重視されている点は、世襲財産所有者はその財産所得から三つの異なった用途をもった資金を集めることが、義務づけられていることである。賠償金や生活資金についてそれが必要な場合には、可能なかぎり一定範囲の親族に対して序列に応じた援助がおこなわれて然るべきであるとして、その額も年収入の六分の一ないし管轄庁で定めた最高額までのうちで支払われるべきことが示されていることである。いま一つは改良のための資金である。それも大体世襲財産収入の百倍までは所有者の負担とされている。留意すべき点は、その資金がもつばら世襲財産農場の土地改良に向けられるべきだとされていることである。(内)最後にきわだって目立つことは、草案では現実にきわめて強い影響力をもつと思われる世襲財産管轄庁に関する規定が抜けている点である。ということは、草案は結局において従前のに比べていろいろと規定をつけ加えているけれども、これまで通りに、あの世襲財産の解体をおこない得る力をもつ家族決議が絶対至上権を持ちつづけることになろうということの意味している。

ところで、以上にあげたような特色をもつ世襲財産法草案について、ウェーバーがとくに重視した点は、まず世襲財産所有者層の一翼に加わることが、官吏、経歴の第一歩となる機会 *chancen* (現実的可能性) とみなされていた事実である。<sup>(6)</sup> 第二の点は貨幣、世襲財産 *Geldfideikommiss* の抑制と農業林業に利用されている土地を世襲財産とするものの制限である。しかし、この場合とくに注目すべきことは、一見そのようにみえるけれども、この草案が決して資本蓄積そのものを抑圧しようとするものでないこと、したがってまた、都市の土地や鉱山もしくは工業に利用されている土地を世襲財産化して集積することを抑圧しようとする意図したものではないということ——草案は、むしろある意味では資本蓄積を強行しようとする考えられているのだ——、そうではなくて農村の土地ばかりでなく一切の種類の土地および資本を大規模に世襲財産化して集積できるような独占を、農村の大土地所有者層に与えようとひたすら目指している点である。すなわち、この意味では「世襲財産は、まったく農村在住の資本家層のための農業特権法である」<sup>(8)</sup> (傍点原文) といわなければならない。だが、この点のたち入った理解は、プロイセンの農業制度下で世襲財産の果している現実の役割を分析することによって始めて可能なことである。したがって、つぎにウェーバーがどのような分析を統計資料に対して加えているかについて検討してみなければならない。

(1) M. Weber, G. A. S. S. SS. 324—328 ウェーバーが「脚註」(a. a. O. S. 323, Anm. 1.) でこの「草案」の内包する問題性の理解について、本質的な点で、コンラッドの見解と一致すると述べていることは、深く心にとめておいてよいであろう。J. Conrad, Ein Gesetzentwurf über Familienfideikomnisse für Preußen, Conrads Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 81, 1903, とするのは、ウェーバーの真の意図は、多くの論者のように、単に「草案」にみられる政府の政策批判のみにあつたのではなく、むしろそれを手がかりに彼の脳裡に次第に醗酵しつつあつた、あの独自の「資本主義論」にもとづいてドイツにおける資本主義の発展に特殊決定的に作用している要因(土地所有)を分

析することにあったからである。その意味で該論文は、單純にヴェーバーの「農政論」として理解すべきではなく、むしろ優越した意味で彼の「ドイツ資本主義分析」論として読まれるべきものである(ただし、このみではドイツ資本主義分析としては、やはり一面的であり、それは彼のいわゆる「工業資本主義」Industrial Kapitalismus に関する研究によって補充されなければならない)。

(2) プロイセン農業法によれば、三〇、〇〇〇マルク以上の収益をあげる世襲財産地だけが、批准の対象にされていた。だから、かかる大土地所有のないハンノーヴァではそうした批准の必要もなかったのである。つまり「草案」ではより小規模の土地所有にまで、適用の範囲が拡充されたわけである。

(3) ヴェーバーは、いつも「資本」Kapital と「所有(=財産) Eigentum」とをたぐみに使いわけているので、この場合でもとくに留意が必要である。Vgl., G. A. S. W., SS. 7-33. (邦訳 一三一-三四頁)° G. A. R. Bd. 1. S. 219 Anm. 2. u. s. w.

(4) これまでは、プロイセン農業法によると、資本利子も含めて七、五〇〇マルクであった。ハンノーヴァでは、三、六〇〇マルク。なお、ヴェーバーがたえずプロイセンとハンノーヴァを対照させていることは、興味深い。

(5) 相続の問題は、ドイツでもしばしば激しく争われたところであって、それが深く歴史的な伝統にもとづいている面を有するだけに、きわめてむずかしい争点を内包している。当時のドイツの場合については、さしあたって我妻・四宮訳、ブレンターノ「ロシアの農民土地相続制度」(有斐閣、一九五六)を参照。なお、相続形態は一面では家族構造=親族組織と深い関連を有しつつ、近代資本主義の発達に対して一定度の作用を及ぼすものである。たとえば、西南ドイツの分割相続と零細土地所有との関連を指摘したのもとして古典的であるリストの「農地制度論 Ackerverfassung, 1842.」をみよう。なお、この問題の局面については、拙稿「日本農村社会学の『共同体論』分析」(拙著「共同体の史的構造論」有斐閣、一九六二、所収)を参照されたい。

(6) ヴェーバーは、ここで「世襲財産」がドイツで果している機能にふれている。彼のみるところでは、ドイツで社会的に上昇しようとする場合には土地を購入して「世襲財産」とし、かくて名目貴族に経上がるか、大学で学生団体に加わり官界に入るか、もしくは軍隊に入って将校になるか、であった。しかし、そのいずれの場合にも身分的名譽が求められていたのであり、まさしくその点で、同様に社会的上昇の必須な経路をなしていたが、しかもつばら市民的資質の陶冶が目指されたイギ

リスやアメリカのクラブと、決定的に異なっていた。すなわち、前者の場合には市民階級は、経済的にばかりでなく社会的にも上昇しようとするとき、さきあげた三つの方途が、いずれもプロイセンのユンカートウムの勢力圏に組みこまれることよって始めて現実になり得るものであったが故に、ここでユンカートウムと鋭く否定的に交錯する象面が存在したはずである。しかし、ヴェーバーも論及しているように、この方途は単に可能的であるのみでなく、現実にも支配的な傾向としてみられたのであって、そのことはユンカー＝農業的中産者層を基盤とするエルベ、以東的な社会構造が、ドイツでは終始優勢であったことを示している。この点アメリカのクラブが産業的中産者層を基盤としていることと好対照をなしている。そして、この後者のような社会構造こそは、ヴェーバーのみるころでは、深く近代に独自の資本主義の発達と結びついてつくりあげられたものであった。Vgl. M. Weber, G. A. R. Bd. 1. SS. 213—216 u. 215 Ann. 1. なお、拙稿「集団類型の歴史的展開」〔講座社会学〕第二巻所収、東大出版会、一九五八）を参照。

(7) M. Weber, G. A. S. S., S. 328. ヴェーバーが「世襲財産」の問題を、すぐれて資本蓄積の仕方に関連づけて把えようとしている点に注意。だからこそ、この問題が彼の学問的（および政策的）関心を強くよび起したのである。この論文と同年にあの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」が発表されはじめていることは、行論上十分に配慮されて然るべきであろう。というのは、そこではまさしく近代資本主義（＝産業資本。「資本」の基本形態）の形成へと指向する資本蓄積の仕方が、徹底して追求されているからである。ヴェーバーの老大な宗教社会学の諸論文は、この意味では背後に資本蓄積＝循環論の視角を深く秘めているものと云わなければならない。

(8) Ders., a. a. O. S. 328. ヴェーバーは、「草案」に秘められた当局の真意を仮りに定式化してみれば、「世襲財産的結合によって資本を貴族化しようとする者は、その一割を農村の土地所有に当てなければならぬし、また身内の生活資金や賠償金ならびに『土地改良』のために、その資本の一定部分を特に農業経済上の目的に投資しなければならない」ということにならうと云っている。実際三〇〇、〇〇〇マルクの価値をもつ騎士農場は、鉦山や工場とならんで、三〇〇、〇〇〇マルクの資本設立とも結びつき得たのである。したがって、ヴェーバーが「農村の資本家層」という場合、単にユンカー＝農業的中産者層の分解による上層の農業資本家層のみでなく、鉦山や工場を有する鉦・工業資本家層（それは他面では同時に土地所有者でもある）をも含めていることは明らかであり、当面看過するを許さない重要な意義を有している。たとえば、大野英二「オーベル・シュレージエン製鉄業の創出過程」〔経済論叢〕八五の五）で、鉦・工業資本家層の社会的系譜に言及している



箇所を参照。

## 二 「世襲財産」の二形態

プロイセン農業統計にみられた「世襲財産」の数を分析して、ヴェーバーはつぎのような問題が存在することを指摘する。<sup>(1)</sup>それは、こうである。一八五一年世襲財産化禁止の法令が撤廃されてのち、一九〇〇年までの五〇年間にプロイセンの世襲財産一一一九のうち実に五九九にのぼる世襲財産が新らしく形成された。もちろん、そのなかには古い封建的特権にもとづく領有地 *Lehen* の世襲財産に転形したものが含まれているが、それは全体の三分の一にも満たない数である。また東部諸州のなかでポーゼン州と西プロイセン州は、もっぱら政治的な理由からであるが、一八五〇——一八〇年間にくらべて一八八〇——九五五年間の増加はほとんど見られなかったのに対して、シュレージエン州とブランデンブルク州では一八五〇——一八〇年の三〇年間よりも一八八〇——九五五年の一五年間の方が、世襲財産数の増加はきわめていちじるしいものがあつた。とくにシュレージエンでは、三分の一以上がその期間に形成されている。しかも、一八九五——一九〇〇年にかけて、この傾向はますます強化されているのである。この間に、世襲財産地の面積は、三・五八%（七、五〇〇〇ヘクタール）増加した。こうして、ヴェーバーがこの論文を書きあげた当時（一九〇四）の世襲財産数は、全体で一九〇〇、面積にして二一七七、〇〇〇ヘクタールにおよび、ドイツ全国土の一六分の一を占めるに至つた。ヴェストファーレン州では、とくに平地で世襲財産の増加が目立ち、その三三郡が五分の一、六郡が実に四〇%以上もそうである。しかし、世襲財産の増加がとくに急激なのはシュレージエン州であつた。ここがヴェーバーのいう「農業資本主義」の典型的に発達した地域であつたことは、行論上とくに留意されな

ればならない。<sup>(2)</sup>ところで、この場合ウェーバーは森林地に形成された世襲財産と、農業地帯にみられるそれとはつきり類別する。<sup>(3)</sup>森林地につくられた世襲財産が四六%にのぼる事実は、一見それが「脱森林化」Entwaldungをせぐための手段としておこなわれたかにみえるけれども、実は必ずしもそうではない。それはむしろ林業の発展、すなわち経営資本の回転期間が長期間であること、また資本の占める比重の相対的な低さにもとづく林業の独自性によって惹起されたのである。それと同時に、他面「森林の荒廃が進行しない現実的可能性は、やはり世襲財産化した場合に比較的にはあるが強まることはたしかであり、それは封建的な感情の面であつた独自の文化史的・経済史的にすぐれて重要な森林への愛着ということが、世襲財産森林を特質づけるにあずかつて力あつた一般の経験と照応するものであつた」<sup>(4)</sup>ことも、いうまでもない。さらに、この場合樹木の伐採による平均収益が高額であるという事実も、世襲財産化の一要因であつたとみられよう。<sup>(5)</sup>ウェーバーによれば、こうした世襲財産は、なるほど四六%の比率を占めている点で決して無視することは許されないが、しかし、いわば世襲財産の旧形態であつて、農業地帯に最近とくに急激に増加したそれとは、歴史的意義を異にするものであつた。というのは、後者の新形態の方はできるだけ高額の地代がしかも安全に取得できるような土地で形成されるものであつたからである。<sup>(6)</sup>その意味ではそれが以前の封建的な領主農場でない限りでは、「近代に独自の資本主義的地代の「形態」とみることができる。近代資本主義的農業の祖国イギリスでも、世襲財産の形成は支配者層の利害関心が相対的に安定した身分相應の収入生活に入ることに向けられた事態に起因するものであつた。しかし、その場合イギリスでは土地の所有と経営の分離、地代取得と企業者危険負担の分離というかたちで実現したのに対して、ドイツでは事態は必ずしもそうならなかつたばかりでなく、むしろ逆のかたちをとって現われたことが、重要な点である。<sup>(7)</sup>さきにもふれたように、シュレージエンについてみるなら

ば、鉱山業および工業のきわめて発達し、しかも良質の土地と大土地所有が多くみられるところに世襲財産も普及したし、またそこでは資本がとくに土地施設に投下される傾向を強く示し、それに加えて分有地を有することによって土地に緊縛されてる農業労働者の低賃銀が、高額の地代の永続的取得を保証したのであった。<sup>(8)</sup>したがって、劣等地、不良地の多い地帯には世襲財産は、ほとんどみられなかったのである。<sup>(9)</sup>東部でもそうした条件の存在した地方には、一八九七年現在でみると、世襲財産は皆無であった。これだけでも世襲財産は、劣地の大土地所有を文化の担い手として保持するために適した方法だとみなす見解の誤謬であることは、明白である。こうして、問題は、世襲財産の新・旧二形態のうち、とくに新形態のそれが現状のままでは将来も増えこそすれ、決して減少しそうにはない以上、このようにして世襲財産が増大していくならば、どのような波紋をプロイセンの農業、さらにはドイツの農業全体に投じることになるであろうか、を検討することにむけられねばならない。プロイセンの「世襲財産」に対するヴェーバーの「農業統計・社会政策的考察」はこうしていよいよ歩一步と問題の深みに入っていく。

(1) M. Weber. G. A. S., S. SS. 328—329.

(2) Ders., a. a. O. S. 329.

(3) ヴェーバーが当時「世襲財産」を論じていた多くの学者と決定的に異なっていた点は、この「世襲財産」に関する類型構成、Typisierungにあった。ここには彼が「プロテスタンティズムの倫理」および「社会科学的認識の客観性」の論文で展開した独自の方法の駆使がみられる。いまは、そのなかでとくにその索出手段としての機能 heuristische Methode に注目しておきたい。類型の構成は、特定の価値に関係づけられて始めて可能なのであるから、ここでもヴェーバーの類型構成を可能にした価値関係 Wertbeziehung がどのような内容のものであるかが究明されなければならないし、本稿の意図もその点に向けられていることは、すでにかきわて述べてきたごとくである。

(4) Ders., a. a. O. S. 329.

(5) Ders., a. a. O. S. 330 u. Anm. 1.

- (6) ヴェーバーがここで世襲財産の新旧両形態を区別する指標に、市場の遠近・濃淡をあげていることに、とくに注目した。それは、彼の分析視角と深く関連しているからである。われわれは、この点に関して一八九二年の論文 *Landliche Arbeitsverfassung*, (in: G. A. S. W.) で東部と西・南部の農業構造を比較した場合に、局地市場の問題の重要性に気づいていなかったことを想起すべきであろう。そこではなぜ西南部で小農が優越する構造になるかが説明されているが、それへの評価はむしろ否定的である。しかし、一九〇四年のアメリカにおける講演や、一九〇五年の「古ゲルマンの社会制度」に関する論文では、この点の自覚が明瞭に現われているのであって、それが恐らくは、「プロテスタンティズムの倫理」に関する論文で示されたヴェーバーの「近代資本主義」形成史への深い方法的反省にもとづいていたであろうということは、充分に理解できるところである。Vgl., G. A. S. W., S. 511. 晩年の有名な「経済史」のなかでは、それが占める決定的な重要性は、もはや見まがうべくもなほどに明らかとなつてゐる。Wirtschaftsgeschichte, SS. 117-125, 269-70, 2865, usw. ところで、統計の示すところによれば、世襲財産地の地租収益が平均以下のところは、つねに森林地の旧世襲財産であった。そして、逆に平均以上の収益をあげている世襲財産地をみるならば、そこではつぎのような結果が現われた。すなわち、一クタル当収益(マルク)をみると、ケーニヒスベルク九・一三(平均七・四七)ポツダム一〇・二六(九・八四)、シュテティン一三・六八(一一・一一)シュレスヴィツヒ二四・三二(一九・六九)、ハンノーヴァ二・三三六(一三・三三一)、シュターデ四一・一六(二二・三二)、ワイースバーデン三三・七五(二六・七一)、デューセルドルフ三二・七三(二九・二〇)となり、しかもこれらの地域は、いずれも工業の中心地の近傍に位置していたのである。(たとえば、前記の地域はそれぞれに、ベルリン、ハンブルク、ハンノーヴァ、フランクフルト、ライプザットの近傍にある)。なお、ヴェーバーはこの事実に註記して「資本力の増大とともに、「土地への」、投資および貴族化を求める資本が、最良地をとりあげて農民の「状態」を劣悪化させる事態は、いふまでもなく一層強化されて生じてであろう」(傍点引用者)と述べているが、土地への「投資および貴族化を求める資本」類型こそ、ヴェーバーの甚大な関心をよびおこしたものであった。われわれは、ここで「資本」一般でなく一定の歴史的資格を有する「資本」類型が、彼にとって問題であったことを知るのである。M. Weber, G. A. S. S., S. 330. Anm. 2. Vgl., Ders., G. A. R., Bd. 1. S. 214.
- (7) M. Weber, G. A. S. S., S. 336. u. Anm. 1. そのヴェーバーはドイツ東部の場合はつきりと大土地所有

と経営が結合している事実を指摘している。まさしく、この点が彼の問題であったのである。

(8) ヴェーバーがここでシュレージエンの「農業資本主義」を理解する上に不可欠な、「資本」および「賃労働」の両範疇について鋭い考察を加えていることに注目すべきである。後段でさらにたち入った検討が加えられる予定であるが、さしあたって「資本」が「土地所有」に結びつく性格を有していたのに対応して、「賃労働」もまた「土地所有」と結合する性格を有していたことを指摘しておく。シュレージエンの周知の「低賃銀」は、結局のところまさしくここに根ざしているのであって、ヴェーバーの引用例が示すように、ユンカー（厳密な意味でのユンカー＝農業的中産者層の分解上層とみてよい）が経営の近代化をはかり、生産力の向上を高賃銀の基盤に求めようとしても、「賃労働」範疇が前述のような性格のものであるかぎり、所期の効果をあげることは、遂にできなかったのである。それは農業経営についてはかりでなく工業経営についても妥当したのであって、ここでも相対的に高賃銀の基盤の上で成長をとげた西部の「工業資本主義」と、龍大な労働力の人口タンクに根ざす低賃銀を楫杆として発展した東部のシュレージエン・工業（＝農業資本主義）との鋭い対照が指摘できるのである。Vgl. M. Weber. G. A. S. S., S. 9. und G. A. R. Bd. I. SS. 44—45. (邦訳上、六三—六六頁)。この点に関連して、大塚氏の示唆深い指摘を想起せよ。「とまれ、吾々は、近代の産業経営（生産力）の建設が自律的に進行し展開しうるためには、その主体的構成要因たる二大社会層、『企業家』層と『賃銀労働者』層、の何れもが、相共に、あらかじめかうした『資本主義的』人間類型に打ち出されてゐなければならぬといふのである」（前出「近代化の人間の基礎」、一五七頁）。

(9) この事實は、きわめて重要である。というのは、詳細な統計的資料の検討は後段でなされるが、この結果「世襲財産」の増加と土地集積は、良地に発展しつつある独立自営の農民層から土地を収奪する事態を生じるに至るからである。すなわち、いってみれば、「世襲財産」化はいうところの「農民層の分解」に対して、まさに否定的に交錯することになる。ヴェーバーが何故に「世襲財産」の問題に、これほどまでに力を傾けたかの所以の一半は、ここで明らかになる。Vgl. G. A. S. S., S. 347f. usw.

(未完)

—一九六二・八・二四—